

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 施 設 担 当 部 課 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官  
野 口 健

(印影印刷)

令和 2 年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）

学校施設におけるブロック塀等については、平成 30 年 6 月に「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」を実施し、同年 8 月に調査結果「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成 30 年 8 月 10 日付け 30 施企第 16 号）を公表するとともに、平成 31 年 3 月に「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査」を実施し、令和元年 8 月に調査結果「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び早急な安全対策の完了について（通知）」（令和元年 8 月 7 日付け元施参事第 25 号）を公表したところです。

この度、ブロック塀等の安全対策等の状況について、その後のフォローアップ調査を実施しますので、新型コロナウイルス感染症等に係る各種対応で御多用のところ恐れ入りますが、別添「令和 2 年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、調査票を作成の上、実施要領に示す提出先まで提出していただくようお願いいたします。

文部科学省においては、学校施設の設置者に対して、これまでも速やかに安全点検を完了し、安全対策を実施するようお願いしているところです。引き続き、下記の取組について御対応をお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県知事においては所轄の私立学校に対し、それぞれ周知、依頼するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

## 記

1. ブロック塀等の点検<sup>\*1</sup>のうち、外観に基づく点検が完了していないブロック塀等については、速やかに点検を完了すること。
2. ブロック塀等の点検のうち、外観に基づく点検では安全性に問題がないが、ブロック内部の点検が未完了のブロック塀等については、遅滞なく専門家の指導を受けるなどし、効率的に点検を進めること。
3. 安全性に問題があると判明したブロック塀等については、速やかに安全対策<sup>\*2</sup>を完了すること。
4. やむを得ない理由により、上記 1. ～ 3. の取組が実施できないブロック塀等については、児童生徒等への注意喚起措置<sup>\*3</sup>を確実に講じるとともに、各学校においては、児童生徒等に対して、地震発生時には注意して通行する必要があることを指導する等、一層の安全確保の取組を推進すること。
5. 学校におけるブロック塀等の安全点検、安全対策や注意喚起措置の実施状況に関する情報について、公表に努めること。

- ※1 外観に基づく点検、及び、外観に基づく点検で安全性に問題があるとされなかったブロック塀等のブロック内部の点検。
- ※2 安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うこと。
- ※3 注意喚起措置の方法として、トラロープやトラテープ、三角コーン、コーンバー、単管バリケード等により立入禁止場所を区画し、進入できなくする措置や地震発生時におけるブロック塀等の倒壊の危険性を示す表示の設置等。

以上

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付施設防災企画係

電 話：03-5253-4111（内線 3184）

メール：bousai@mext.go.jp